

## 車両管理等業務委託契約書(案)

1 委託業務 別記「委託車両等内訳書」記載の車両に係る車両管理等の業務

2 委託期間 別記「委託車両等内訳書」記載のとおり

上記委託業務に関して、委託者新潟県流域下水道事務所長（以下「甲」という。）と、  
受託者： （以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約  
を締結する。

（総則）

第1条 甲は、車両管理等の業務を頭書の委託期間中乙に委託する。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する委託業務の内容は、次のとおりとする。

（1）車両の管理

（2）車両の運転

（3）前2号に付帯する業務

（実施の体制）

第3条 乙は、委託業務を行うため、甲の指定した場所に2台の車両を管理、運転できる体制を整備しなければならない。

2 委託業務の実施に必要な車両管理員の待機場所は甲が無償で提供し、車両管理員の待機に必要な光熱水費は甲の負担とする。

（業務時間等）

第4条 乙が委託業務を実施する時間は、次のとおりとする。

午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、甲は、業務上必要があると認めたときは、前項で定める時間以外又は休日において、乙に通知して委託業務を行わせることができる。

3 乙は、甲の作成する業務計画書（別記様式1）に基づいて、安全運転、人員体制等を勘案した上で、実施計画書（別記様式2）を作成し、甲の承諾を受けて車両の運転を行うものとする。

4 甲は、実施計画書承諾後、業務上変更の必要が生じた場合は、承諾した実施計画書に変更内容を記載したものを乙に通知し、乙がその変更内容について作成、記載した実施計画書を承諾して変更することができる。

（遵守事項）

第5条 乙は、委託業務の実施に当たっては、別に定める業務仕様書によるほか、誠実、正確かつ安全を旨とし、その管理する車両を善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（担当職員の選任）

第7条 甲は、業務の履行の指示及び確認を行う担当職員を定め、担当職員通知書（別記様式3）により、乙に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

（車両管理責任者等の選任等）

第8条 乙は、車両管理責任者及び車両管理員を定め、車両管理責任者及び車両管理員通

知書（別記様式4）により、甲に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

2 乙は、車両管理員が委託業務を行うことができない場合は、速やかに甲に連絡するとともに、代務員等通知書（別記様式5）により、甲に通知するものとする。

3 車両管理責任者は、委託業務の実施に関し、甲の指示又は連絡を受ける任に当たるとともに、車両管理員又は代務員に対して業務の指示及び指揮監督を行うものとする。

（車両の保管場所）

第9条 車両の保管場所は、甲が指定した場所とする。

（任意保険の加入）

第10条 乙は、その管理する車両に対し、別記「委託車両等内訳書」に定める任意保険に加入しなければならない。

2 乙は、その管理する車両の変更について、甲から通知があった場合は、前項の規定にかかわらず、甲が別に指示する任意保険に新たに加入しなければならない。

（事故等の責任）

第11条 乙は、委託業務の実施に伴って第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を負うものとする。

（報告の義務）

第12条 乙は、別に定めるところにより、車両管理確認日誌（別記様式6）、車両走行実績及び車両管理報告書（別記様式7）、その他車両管理に必要な報告書をそれぞれ甲に提出しなければならない。

（検査）

第13条 甲は、前条の報告書を受領したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

（基本月額）

第14条 委託金の基本月額は別記「委託車両等内訳書」記載のとおりとする。

（委託金額の加算又は控除）

第15条 第4条第2項に規定する委託業務を実施したとき又は別に定める基準を超える業務を実施したときは、別に定める割増金をそれぞれ基本月額に加算するものとする。

2 乙がこの契約に定める委託業務を行わなかったときは、別に定める控除金を基本月額又は前項に規定する割増金から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により委託業務を実施できないと認められる場合は、この限りでない。

（委託金額の支払）

第16条 乙は、業務の成果が第13条の検査に合格したときは、前2条の規定により算定される額に、当該金額の100分の10の消費税相当額を加算した額（以下「委託金額」という。）を翌月の10日までに甲に請求するものとし、甲はその適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第17条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 円以上を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第20条及び第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 甲又は乙は、この契約を継続しがたい事情が生じたときは、解除する日の2か月前までに相手方に通知して、この契約を解除することができる。

第19条 甲は、前条第1項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償の予定)

第20条 乙は、第18条第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当し、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 第18条第2項の規定によりこの契約が解除された場合は、甲又は乙は、それぞれ相手方が受けた損害を賠償することを要しないものとする。

(代物の弁償等)

第21条 乙は、車両（車両の付属品を含む。）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、き損したときは原形に復さなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定するもののほか、委託業務に関し、甲に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。賠償額等は甲乙協議して定めるものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市東区下山3丁目680番地

甲 新潟県

新潟県流域下水道事務所長

乙

## 車 両 管 理 等 業 務 仕 様 書

1 契約書第4条第2項に定める休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 契約書第12条に定める「車両管理確認日誌」並びに「車両走行実績及び車両管理報告書」の様式及び提出期日は、次のとおりとする。

- (1) 車両管理確認日誌は、別記様式6とし、委託業務実施日の翌日（翌日が休日のときは、休日の翌日）までに提出するものとする。
- (2) 車両走行実績及び車両管理報告書は、別記様式7とし、委託業務実施月の翌月の10日までに提出するものとする。

3 契約書第15条第1項に定める割増金は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第4条第2項に定める時間以外又は休日に委託業務を行った場合は、1時間につき 円とする。
- (2) 時間外割増金額は、乙が当該時間以外の委託業務を開始したときから保管場所に納車するまでの時間を計算して算出する。なお、宿泊の場合も同様とする。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する時間外割増金額の計算は、流域下水道事務所に所属する車両の1か月の時間外業務時間の合計時間によって行うものとし、当該合計時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- (4) 宿泊を伴うときは、宿泊費として1夜当たり 円とする。
- (5) 委託業務の基準は、車両1台当たりの走行距離を1か月当たり1,500キロメートルとし、割増金は超過走行距離1キロメートルにつき次のとおりとする。

車 種	割 増 金
ステーションワゴン 2台	円

(6) 走行距離は、保管場所を起点又は終点として算出する。

(7) 1月の走行距離に1キロメートル未満の端数があるときは、翌月の走行距離数として算出する。

4 契約書第15条第2項に定める控除金は、次のとおりとする。

- (1) 1時間につき、 円とする。
- (2) 1日業務を行うことができない場合の控除時間は、8時間とする。
- (3) 控除金の計算は、流域下水道事務所に所属する車両の1か月の委託業務を行わなかった時間の合計時間によって行うものとし、当該合計時間に1時間未満の端数が生じ

た場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

5 契約書第15条第2項ただし書のやむを得ない理由とは、甲が合理的と認めた場合とする。

6 乙は、次の事項を実施するときはあらかじめ甲と協議するものとする。

- (1) 車検並びに法定点検整備
- (2) タイヤの交換
- (3) 備品類の補充及び交換

7 次の事項に係る費用の負担については、別紙「費用負担区分表」によるものとする。

- (1) 車検
- (2) 法定点検
- (3) 燃料及び油脂の補充及び交換
- (4) 消耗品の補充及び交換
- (5) 備品の補充及び交換
- (6) 小修理
- (7) その他

8 ガソリン及びオイルは、次のものを使用することとする。

- (1) ガソリンは、レギュラー(オクタン価85オクタン以上)
- (2) オイルは、四季を通じて使用可能なもの。